

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 22

# 週報

二十二月六日號

第一六四號

昭和十二年十月十一日發  
昭和十四年十月六日發  
（每週一回水曜日發行）

週報

昭和十二年十月十一日發  
昭和十四年十月六日發  
（每週一回水曜日發行）

内閣印刷局印刷發行

五錢



心一億一  
らか險保は蓄貯億百

會協社會險保命生 人法團社  
省工商 省藏大 援後

（判[A5] 格規定國はさ大の書本）

滿洲開拓事業の展望  
最近の住宅問題  
木造建物統制規則  
經濟戰と金の動員  
◇近視の豫防について  
石 油  
— 戰時統制物資讓渡(4) —  
英佛の獨貨拿捕令公布

露光量違いにより重複撮影

# 經濟戰に勝つために

低物價政策への協力  
生活の戦時態勢化  
物資の節約と活用  
米の消費節約勵行  
百億貯蓄・金の集中

# 經濟國策に協力しませう

## 週報 (十二月六日)

滿蒙開拓事業の展望 拓務省・ニ  
最近の住宅問題 厚生省・〇  
木造建物建築統制について 商工省・四  
近視の豫防について 厚生省・七  
經濟戦と金の動員 大藏省・三  
——因襲時事解説——

英佛の獨貨拿捕令公布 外務省情報部・六  
——戦時統制物資講座④——

石 商工省・三  
油 商工省・三  
六大都市の店舖数と種別……………三

十一月二十四日(金) 前頁追加  
▽帝國、中立國船の獨産品輸出  
止に關する英の聲明に嚴重抗議  
▽谷外務次官クレーギー駐日英大  
使と會談  
▽町田民政黨總裁入閣  
辭退回答  
▽ルーミアニア内閣成立  
十一月二十五日(土)  
▽參謀總長官、軍令部總長  
宮南等攻略に際し、西尾支  
那派遣軍總司令官、安藤南  
支方面最高指揮官に御祝電  
を發せらる  
▽大和號訪  
泰の壯途に上る  
▽農林省  
輸出生絲共同積立制度原案  
發表

十一月二十六日(日)  
▽波蘭の豪華船ビルスマ  
キ一號(一四、二九四ト)  
機雷に觸れ沈没  
▽チェン  
バレン英首相獨の磁氣機雷の制限  
に確信ありと放送  
十一月二十七日(月)  
▽聖上陛下陸大、大本營陸軍部  
に行幸  
▽南寧攻略の戰果敵遺棄  
死體二千二百と南支派遣軍報道部

十一月二十八日(火)  
發表  
▽大和號、泰國に安着  
十一月二十八日(火)  
▽英佛の獨貨拿捕令公布(十二月  
四日實施)  
▽英の經濟封鎖強化  
は國際法違反と獨發表  
十一月二十九日(水)  
▽永田鐵相、秋田厚相の親任式舉  
行さる  
▽北支方面海軍最高指揮  
官日比野正治中將輝く歸還  
▽海  
軍機海軍、蘭州空襲  
▽ソ聯邦の  
對芬蘭國交斷絶通告傳へらる  
十一月三十日(木)  
▽農林水産業用石油配給方針發表  
▽中央物價委員會統制物公定價格  
決定  
▽芬蘭對ソ宣戰布告傳へら  
る

十二月一日(金)  
▽陸軍異動發令、牛嶋實常中將  
海軍司令官に、稻葉四郎中將東部  
防衛司令官にそれぞれ補せらる  
▽舞鶴鎮守府閉廳  
十二月十日 御題「迎年祈世」歌進  
歌の締切  
十二月十三日 南京陥落記念

### 今週の暦

十一月二十六日(日)  
十二月一日(金)  
十二月十日(木)  
十二月十三日(日)

露光量違いにより重複撮影

# 經濟戰に勝つために

低物價政策への協力  
生活の戦時態勢化  
物資の節約と活用  
米の消費節約勵行  
百億貯蓄・金の集中

# 經濟國策に協力しませう

## 週報 (十二月六日)

滿蒙開拓事業の展望 拓務省・二  
最近の住宅問題 厚生省・三  
木造建物建築統制について 商工省・四  
近視の豫防について 厚生省・七  
經濟戰と金の動員 大藏省・七  
—— 國際時事解説 ——

英佛の獨貨拿捕令公布 外務省情報部・六  
—— 戦時統制物資講座 ④ ——

石 商工省・三  
油 商工省・三  
六大都市の府数と種別………

### 週

十一月二十四日(金) 朝鮮追加  
▽帝國、中立國船の獨産品輸出禁止に関する英の聲明に嚴重抗議  
▽谷外務次官クレイグ、駐日英大使と會談  
▽町田民政黨總裁入閣辭退回答  
十一月二十五日(土)  
▽參謀總長官、軍令部總長宮南擊攻略に際し、西尾支那派遣軍總司令官、安藤南支方面最高指揮官に御祝電を發せらる  
▽大和號訪泰の壯途に上る  
▽農林省輸出生絲共同積立制度原案發表  
十一月二十六日(日)  
▽波國の豪華船ベルスズキ、一號(一四二九四ト)機雷に觸れ沈没  
▽チェンパレン英官相獨の磁氣機雷の制度に確信ありと放送  
十一月二十七日(月)  
▽聖上陛下陸大、大本陸軍部に行幸  
▽南寧攻略の戦果敵遺棄死體二千二百と南支派遣軍報道部

發表  
▽「大和號」泰國に安着  
十一月二十八日(火)  
▽英佛の獨貨拿捕令公布(十二月四日實施)  
▽英の經濟封鎖強化は國際法違反と獨發表  
十一月二十九日(水)  
▽永田鐵相、秋田厚相の親任式舉行さる  
▽北支方面海軍最高指揮官日比野正治中將帰郷  
▽海軍機海軍、關州安襲  
▽ソ聯邦の對芬蘭國交斷絶通告傳へらる  
十一月三十日(木)  
▽農林水産業用石油配給方針發表  
▽中央物價委員會給糧物公定價格決定  
▽芥蘭對ソ宣戰布告傳へらる

十一月一日(金)  
▽陸軍異動發令、牛嶋實常中將臺灣軍司令官に、稻葉四郎中將東部防衛司令官にそれ、補せらる  
▽舞鶴鎮守府閉廠

今週の歴  
▽十二月十日 御題「迎年祈世」詠進歌の締切  
▽十三日 南支陷落記念

### 日

波國の豪華船ベルスズキ、一號(一四二九四ト)機雷に觸れ沈没

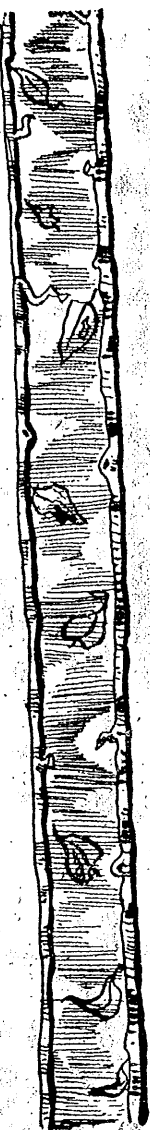
### 誌

チェンパレン英官相獨の磁氣機雷の制度に確信ありと放送

### 今週の歴

十二月十日 御題「迎年祈世」詠進歌の締切  
十二月十三日 南支陷落記念

六大都市の府数と種別………



# 滿洲開拓事業の展望

拓務省

東亞に於ける新らしい事態の進展と共に、滿洲の開拓事業にも新らしい發展が要請され、種々の方策が立てられるに至つた。三十戸乃至百戸で入植出来る集合開拓民の制度を設けたことと、滿洲開拓青少年の編成を小隊編成とし、郡を單位に郷土を基礎とした團結力の強固な若人を大陸へ送らうといふのがその主なるものである。一方大陸の花嫁の拓殖訓練も全國各地で進められてゐる。

## 一 回顧と展望

滿洲の開拓事業は、昭和七年から十年までのいはゆる試験開拓民時代を経て、昭和十二年八月に二十ヶ年百萬戸の

大量開拓民計畫を樹立し、翌十二年實施に着手したのである。回顧すれば早くも八年の歲月が流れてゐる。昭和十三年度からは、滿洲開拓青少年義勇軍が組織編成されるやうになり、日本民族の滿洲進出はますますその基礎を鞏化

し、諸民族相提携して王道樂土を建設し、御稜威の光被仰たけく、沃土萬里の大陸の天地に、産業と文化の兩道かけて、伸長協和の一路を辿りつゝある現況である。

本年七月一日現在の集團開拓團の總數は、第一次から第八次までの合計八九集團、一二、六三二戸、總人口二五、二四五名に達し、自由開拓團は、一、三〇九戸、總人口六、九三三名を算してゐる。

青少年義勇軍現地訓練所の本年九月末現在の總人員數は、二八、四〇一名で、そのうち大訓練所(四ヶ所)九、七二四名、特別訓練所(三ヶ所)五、一五三名、中種訓練所(十三ヶ所)二、六三三名、乙種訓練所(九ヶ所)五、三九四名である。他に鐵道自警村訓練所(二十ヶ所)五、四九五名がある。

開拓團の構成からいへば、第一次から第四次までは府縣聯合の形であるが、第五次から以後は縣單位になつてゐる。縣單位の中でも最近次第に、村單位、郷單位の開拓團が増加してゐるが、これは分村、分郷計畫が發展しつゝあることを物語るものである。最近の第八次開拓團について言へば、その八割は縣單位であり、その中の八開拓團は郷單位

で、更に八開拓團は村單位である。

思へば昭和七年、滿洲事變の直後に、三江省永豊鎮に入植した第一次開拓團が、文字通り銃と鋏とを執つて討匪に建設に農耕に、苦闘辛苦して流した血涙は、その先驅的役割を果たし得て、滿洲開拓事業は、今や盛んな勢ひを以て、逞しくも頼母しく國策線上を躍進しつゝあるのである。

眼路漚しなく、海かどまがふ滿洲の曠野の果にひるがへる日章旗を仰ぐとき、その下に營々として活躍する開拓民の、そして青少年義勇軍の、雄々しくも涙ぐましい努力に、感銘措く能はざるものがあるのである。彼等の血管の中には、三千年來光輝ある傳統の下に培はれたわれら日本民族の雄渾の氣魄が、八紘一字の大精神として活きて波うつてゐるのである。その血がわれら自らの血管のうちにも通ひ流つてゐることを思へば、これら同胞たちの雄圖の完成を授け、その夙志を繼いで勇躍、滿洲建國の理想の下に赴く後継部隊の進出を促進する責任と義務が、我々の肩の上にあることを痛感せざるを得ないので

ある。  
さて、政府の満洲開拓事業に對する方針、最近の動向について述べよう。

### 二 開拓團の新形式——集合同拓民

滿洲國に於ける耕作可能な未耕地は約二千萬町歩である。昭和十一年に樹立された二十ヶ年百萬戸、五百萬人計畫は、このうちの約一千萬町歩に(放牧地はこの外に準備される)、日本から開拓農民を入植させようといふのである。

しかるに、最近の東亞に於ける新情勢の展開に伴ひ、産業開發計畫、北邊振興計畫と相並んで、開拓政策が滿洲國に於ける三大國策の一つとして大きくクローズアップされ、急速な進展を要求されて來たのである。民族協和の中核として日本内地人の開拓農民が出來るだけ速かに大量に入植することが希望されるに至つたのである。

この實情に鑑み、各方面からの要望に應じて計畫されたのが、ここに記す集合同拓民であつて、その特質を簡単に

地を選定してゐる。

集合同拓民の、銓衡入植などは、集團開拓民と大差ない。渡航費その他の補助金は自由開拓民であつた關係上、これまでは一戸當り五百圓以内であつたが、積極的獎勵の意味で、明年度からは増額する計畫である。また従前の施設の外に指導員、共同施設、道路などについて集團開拓民に準ずる補助金を交付する準備を進めてゐる。

### 三 義勇軍募集の新形式——小隊編成

高等小學生の小隊編成 今夏全國各地で滿洲開拓義勇軍植樹訓練講習會が行はれたが、これは主として高等小學校中の小國民を對象とし、郡教育會を中心に郡單位に、明年度卒業の二年生六十名ぐらゐで一個小隊の義勇軍を編成するのを目標としたのである。この小隊編成は義勇軍編成の新らしい形式であつて、義勇軍送山の組織化である。これは農業開拓團の分村分郷計畫と同様、郷土、郷黨を基礎として編成されるものであり、それが在學中から意氣投合して同一の目的のために結成されるところにその特長

いひ現はせば、従来の集團開拓民と自由開拓民との中間をゆくものといふことが出来る。

元來滿洲開拓民は(青少年義勇軍は別として)、集團、自由の二つに區別されてゐたが、支那事變を契機に展開された新東亞建設の新段階に對し、日滿兩國政府は、本年一月、新京に於ける現地懇談會、今春三月東京に於ける準備委員會に於て、半歲餘に亘り慎重再検討を重ねた結果、従来の區別を改め、集團開拓民はそのまゝとし、自由開拓民を集合同拓民、分散開拓民の二つに分けた。従つて、明年度からは、滿洲開拓民は、集團、集合同、分散の三型態となるのである。しかしわが國では差當り豫算その他の關係から集合同拓民を小集團開拓民と呼ぶこととなり、最近拓務省から全國各府縣宛に通牒して、その積極的獎勵に着手した。

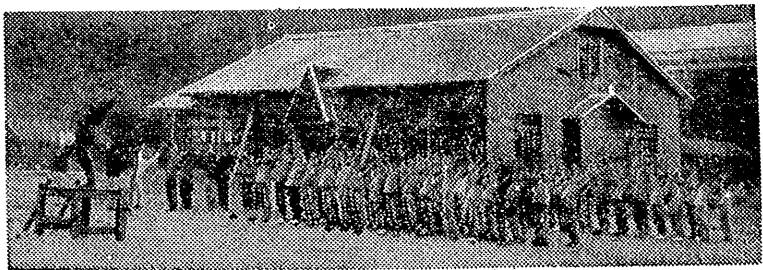
分散開拓民とは、大體従来の緣故開拓民の改稱と見てよいのであつて、集合同拓民と、集團開拓民の異ふ點は集合同拓民は原則として三十戸以上百戸程度で入植し得ること、既に滿洲國では本年度二萬戸以上の集合同拓民用

があり、將來の生成發展に好結果を齎すものと期待される。



日輪舎の前で起末(青森縣本郷)の植樹訓練(神原)

島、茨城、栃木、群馬、埼玉、富山、石川、山梨、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、廣島、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、三十一府縣に及び、栃木縣等は芳賀郡をはじめ十一ヶ所の多數に達し、静岡縣六ヶ所、宮城縣五ヶ所といふやうに全國總計六十五ヶ所に達してゐる。今後實施すること



(校舎島島木川縣祖島) 彌彌下陸島天

に確定したのも八十六ヶ所を算へてゐる。この義勇軍の小隊編成は、靜岡縣富士郡教育會が農村子弟を大陸へ進出させるため昨夏富士山麓上井出村に拓務訓練所を設け、本年七十名の義勇軍を富士軍として送出したのが、有力な示唆となつて、全国的となつたのである。今夏の各地の訓練講習會は何れも豫期以上の成績を挙げ、興亞精神の涵養と大陸知識の普及を兼ね、併せて義勇軍の使命の普及徹底に資するところが少なくない。

青年團 青年學校生徒の小隊編成 この高等小學二年生を對象とする小隊編成の拓植訓練が非常に好成績を収めたので青年團と青年學校生徒にもこれを實施することになり、拓務、文部兩省協議の上各府縣に通牒を發し、既に二十六ヶ所で實施の豫定となつてゐる。この計畫は各府縣で適當な郡二ヶ所乃至四ヶ所を選定し、郡内の青年團員と青年學校生徒中、大陸發展の希望をもつ者又は二、三男で大陸に雄飛させる必要のある者を一會場に集めて拓植訓練講習を施し、規律ある團體訓練によつて、大陸知識と大國民的士魂を養ひ、その講習生の中から來春三月までに少くとも一個小隊(六十名)の義勇軍を編成送出するのが本計畫の骨子である。將來直接義勇軍に参加しない者でも、この訓練によつて東亞建設の認識について裨益されること甚大なるを思へば、新しい興亞教育の一方法として一石二鳥の實益も期待されるであらう。

拓植訓練の實況 義勇軍の小隊編成拓植訓練の實施要

青少年義勇軍拓植訓練日課表

日次	時間	第一日	第二日	第三日	第四日	第五日	第六日	第七日
	5.30		起洗面内整頓					
	6.00		點鐘參拜					
	7.00		食					
	8.00		講話					
	9.00							
	10.00		教練	教練	教練	教練	教練	教練
	11.00							
	12.00		食	食	食	食	食	食
	1.00		作業	作業	作業	作業	作業	作業
	1.30							
	2.00							
	2.30							
	3.00							
	3.30							
	4.00							
	4.30		夕	夕	夕	夕	夕	夕
	5.00		浴	浴	浴	浴	浴	浴
	6.00		食	食	食	食	食	食
	7.00		訓話	訓話	訓話	訓話	訓話	訓話
	8.00		談話	談話	談話	談話	談話	談話
	8.30		夜ノ行事	夜ノ行事	夜ノ行事	夜ノ行事	夜ノ行事	夜ノ行事
	9.00		消燈	消燈	消燈	消燈	消燈	消燈

項は高等科児童に對する例によると、地方によつて多少の差異はあるが大體共通してをり、實施期間は四月五日以上、場所は府縣拓務訓練所學校若しくは農民道場がこれに當てられ、訓練生十名ぐらゐで班を編成し、兒童の中から班長を選定して、指揮統制を擔當させ、小學校、青年學校教員、府縣職員、既教育軍人又は聯隊區司令部職員などが指導者の地位についてそれ／＼分擔して各種の訓練を實施するのである。

拓植訓練の日課表は、地方によつて區々であるが前頁にかゝげたものはその原則的なものである。

#### 四 女子に對する拓植指導

これ等の男子開拓民の大量送出に伴つて、必然的に問題となるのは、良い配偶者の問題である。拓務省ではその重要性に鑑みて、實質剛健で開拓地の生活に耐へ、開拓民の好伴侶となり得る女子を訓練養成し、また廣く一般婦女子の大體發展に對する認識を深めるため、女子に對する拓植指導を實施することとした。

この講習會に有終の美をあらしめ、一層の効果を期待するために、この講習會に参加した聴講生の中から各府縣一名づゝの代表を選んで、視察團を組織し、滿洲現地の開拓事業を親しく視察させた。

この講習會を経た指導者による女子拓植講習會は、今や全國各府縣で實施され、府縣或ひは、女子青年團の主催で、拓務省からも講師を派遣、各地方共熱心な指導が續けられてゐる。この女子拓植講習會は各地の農民道場、女子實業學校等を利用し、一講習會に五十名内外を聴講生とし、約一週間の訓練を行ふのである。日本精神の涵養を第一義としてゐる建前から、その實質的な精神教育の効果は期して見るべきものがあると確信する。

#### 五 結 び

以上滿洲開拓事業の近況、殊に開拓團並びに青少年義勇軍の組織と編成についての新動向を述べたが、今や集團開拓民も第八次本隊編成送出の前夜にあり、現地でも、既に第一次から第四次に至る五團は、團共同經營、部落共同經

その基礎的實施事項として、先づこれ等の講習會に於ける指導者を養成訓練することとなり、本年六月三十日から七月十五日までの十六日間、茨城縣内原の日本國民高等



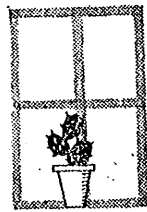
(所轄領内) 練 訓 植 拓 の 子 女

この講習會には、府縣知事の推薦によつて、各府縣から一名づゝ派遣された聴講生六十五名が参加、講習に實習に熱心な習練を重ねた結果、豫期以上の好成績を収め得

營の過渡的段階を終つて個人經營としての完成の段階に入つてゐる。その經營状況を見ると、現在の二戸當り耕地面積は五町九段乃至十町歩、所有家畜は馬〇八頭、乃至二・六頭、牛〇一頭乃至二・二頭(昭和十三年度實績)で、ほぼ豫定通りの發展徑路を辿りつゝある。

このやうに滿洲に於ける開拓事業は、朝野の支援の下に、着々として生成發展の過程を辿りつゝあるのであるが、支那事變を契機として、東亞の新秩序樹立といふ大使命がわが國民に課せられてゐる今日、日滿一體不可分の重要性がますます緊急なるを思ふとき、是非ともこれを一つの國民運動となし、目的貫徹を期せねばならぬのであつて、全國民の一層の理解と協力を望んで止まない。

× × ×



# 最近の住宅問題

厚生省

## 國家總力戦には必然的に住宅問題が附随する

近代の國力戦には必ず住宅問題が附随するといふこととを、曩の歐洲大戰が我々に教へた。國力戦では一國の軍需關係の生産力を極度に擴張しようとする爲めに、軍需工業地帯を中心として先づ勞務者の住宅難を起すのである。その上戰爭中には住宅の新築が減少するので、戰爭が終了すると復員や結婚の激増に依つて國內全般に住宅難を來すことになる。

これが大戰當時歐洲各國の経験した住宅難の徑路であるが、特に注意すべきことは、住宅難が戰時中よりも戦後に甚だしかつたことである。住宅の大量の建築には

資金、資材の關係から相當の日子を要するので、住宅難の緩和には想像以上に長期の年月を必要とする。事實イギリスを始めとして主要な歐洲の參戰諸國は戰後長い間の住宅問題に悩まされた。

最近のわが國の住宅問題も、その發生の原因と發展の傾向が、前記の歐洲大戰當時の諸國と全然その軌を一つにしてゐる。即ち事變勃發以來軍需關係産業の擴充が急激に行はれ、いはゆる股脈産業地帯に勞務者が激増した結果、勞務者住宅の夥しい需要が生じた。にも拘はらず、建築資材の獲得難、建築費の昂騰、家賃の抑制等によつて住宅の新築が減少した爲めに勞務者住宅の甚だしい不足が起つたのである。これに影響されて最近では股脈産業地帯附近の都市全般に住宅排底の現象が起つてきた。

## 住宅ほどの程度拂底してゐるか

いま東京、大阪、横濱三市を例にとつて住宅排底の状況を見ると大體次の通りとなつてゐる。

◇東京市			
年次	人口	世帯數	空屋戸數
昭和十一年	六,000,000	一,250,000	四〇,〇〇〇
同十二年	六,200,000	一,300,000	四二,〇〇〇
同十三年	六,500,000	一,350,000	四四,〇〇〇
空屋戸數	四〇,〇〇〇	四二,〇〇〇	四四,〇〇〇
新築住宅棟數	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
取毀家屋棟數	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇

◇大阪市			
年次	人口	世帯數	空屋戸數
昭和十一年	三,000,000	六〇〇,〇〇〇	一八,〇〇〇
同十二年	三,200,000	六四〇,〇〇〇	一八,〇〇〇
同十三年	三,500,000	六八〇,〇〇〇	一八,〇〇〇
空屋戸數	一八,〇〇〇	一八,〇〇〇	一八,〇〇〇
新築住宅棟數	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇
取毀家屋棟數	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇

◇横濱市			
年次	人口	世帯數	空屋戸數
昭和十一年	一,000,000	二〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇
同十二年	一,100,000	二二〇,〇〇〇	六,〇〇〇
同十三年	一,200,000	二四〇,〇〇〇	六,〇〇〇
空屋戸數	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇
新築住宅棟數	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
取毀家屋棟數	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇

即ち三市とも最近三ヶ年の人口、世帯數は著るしく増加してゐるにも拘はらず住宅の新築數はかへつて年々減少してゐる。その結果空屋數も次第に減少して行き、取毀家屋の數も亦減少の傾向を示してゐる。

なほこの數字は三市全體を通じてのものであるが、この中で地域的に非常な相違のあることは勿論である。最も住宅難の甚だしい股脈産業地帯では、六疊一間を六人から八人で借りて晝夜交替で使用してゐる例すらあるといふことである。かやうな状態のままに放置すると勞務者の體力の低下、能率の減少はもとより精神的にも非常な悪影響のあることは明らかである。健康な勞務者とその住むべき家とは、事變下に於ける生産力擴充計畫の基礎條件であつて、これがなくてはその他の重要國策の圓滿な遂行も不可能となるといつても過言ではない。

## 政府の計畫する勞務者住宅供給三年計畫

そこで政府では種々の事情を考慮した上、先づ勞務者





住宅の供給方策を講ずることとし、先般關係各省協力の下に、厚生省で次の三點を主要目的として昭和十四年度より同十六年度に至る勞務者住宅供給三ヶ年計畫を立てた。

- 一、長期建設に對應すべき技術及び人的資源の長養増進に努める爲め、保健的勞務者住宅を供給すること。
- 二、工場附近に共同宿舎を建設することにより勞務者の能率増進、教養訓練に資せんとすること。
- 三、住宅供給に依り家賃騰貴の抑制に資すること。

そしてその第一期計畫を概ね次のやうな要領で行ふこととして、本年八月一日厚生省の社會局長、職業部長、勞働局長の連名で關係府縣知事宛通牒を發した。目下之にもとづいて各府縣から續々實施計畫書が厚いてゐるから、近くその建設にかゝれる豫定である。

- 一、供給住宅数及び標準  
イ、世帯向住宅 三萬戸  
一戸建坪 平均十三坪  
ロ、共同宿舎 二百ヶ所

- 一ヶ所の建坪 平均六百坪  
一ヶ所の收容人員 二百人

#### 二、住宅供給者

イ、共同宿舎の建築は原則として關係工場、會社等に行はせること。

ロ、世帯向住宅の建築も關係工場、會社等に勤めて之を行はせること。

ハ、同潤會その他の公益法人並びに一定の公益的條件を附した場合は住宅會社、建築會社及び交通會社等も本計畫の實行に當ることが出来る。

ニ、地方公共團體も事情に依り特に必要あるときは、世帯向住宅の建築に當ることが出来る。

#### 三、資金

イ、前項の(イ)(ロ)(ハ)の住宅供給者は勸業銀行、興業銀行、農工銀行を経て大藏省預金部資金の融資を受けることが出来る。

(貸付利率四分三厘以内、償還期限廿年以内)  
ロ、前項(ニ)の地方公共團體は社會事業資金から融通

を受けることが出来る。

(貸付利率三分二厘、償還期限廿年以内)

なほ資金については、この第一期計畫分として預金部資金三千萬圓を融通することに、既に預金部資金運用委員會で決定してゐる。そのうち、銀行を経由するもの二千萬圓、公共團體に融通するもの約一千萬圓(社會事業資金)である。そして政府では本計畫の進捗状況によつて引續き第二期、第三期の計畫を實施する方針である。

#### 一般住宅の供給と

##### 住宅の改良問題

政府では前述の通り差し當つて最も不足してゐる勞務者住宅の供給計畫を立て、目下着々その實行に取かゝつてゐるのであるが、この勞務者住宅の供給は間接には勞務者以外の一般住宅難の緩和にも貢獻することは明らかである。しかし前述のやうに住宅難は既に東京、大阪等の大都市全般に亘つてゐるのであるから、勞務者住宅以外の一般住宅の供給も今後充分に考慮して行かねばなら

ぬ問題である。殊に去る十月十八日に一般物價騰貴抑制の見地から地代家賃統制令が公布され、家賃の値上りが抑制されるに至つたから、これが貸家の供給に及ぼす影響も充分に考慮しなければならぬ。

以上は住宅供給の問題であるが之と同等又はそれ以上に重大なのが住宅改良の問題である。現在の戦時體制下に於ける住宅拂底に目を奪はれて住宅の改良を蔑ろにし、保健、衛生的見地を無視した住宅を多數建ててゐるならば、將來再び不良住宅問題を起すことは明らかである。住宅は働く國民の慰安所であり、第二國民の養育所である。故に住宅の可否は國民の體力と保健の上に想像以上なる重大な影響を及ぼすのであつて、事變中だけでなく、平時にもこれ等の點に充分の考慮を拂はなくてはならない。

政府はこれ等各種の場合を研究考慮して住宅問題の解決に努力する考へである。

## 木造建物建築 統制規則について

省工商

なぜこの規則を設けたか

昭和十四年度の物資動員計画の實行に當つては、種々の物資に對して極力その輸入や生産、配給の統制を強化せざるを得ない状態であるが、木造建物についてもその建築に必要な諸物資の中

▽釘、薄鋼板、補付金物等の鐵製品

▽電線に使用する鋼及び護膜

▽水道、瓦斯に使用する鉛管

▽屋根、防火壁等に使用する石棉スレート

▽基礎工事その他に必要なセメント

▽米袋、ラワン、ベニヤ板等の輸入材

等はその供給が限定され、この不十分な供給力の限度内でわが國の建築のすべてを賄はねばならない情勢とな

つて來た。内地材については現在のところでは配給に關する法的統制は行はれてゐないが、しかし決して樂觀は許されない。寧ろ生産減が憂へられてゐる有様であつて、従來のやうに内地材にはさう困らないと言つたやうなわけには行かないだらう。

以上のやうに物資の供給力は制限されてゐるのに、最近に至つて軍需工場、生産力擴充工場と言つたやうな時局産業用の建物や中小住宅の需要が、特に都會地に於て激増して來たために、股販産業地帯では一方に建築用諸資材の入手難、他方に深刻な住宅難を惹起しつゝあるのである。

そこで政府としてはこの限られた物資の範圍内でこれを最も有効に活用するために不要不急の木造建物の建築を統制し、これによつて節約し得た建築用諸資材を緊急に必要な工場、不足してゐる勞務者用住宅その他一般中小住宅などの建築に振向け、著るしく拂底してゐる勞務者用住宅、中小住宅等の住宅難を出来るだけ緩和すると共に生産力擴充計画の遂行に齟齬を來さないやうにする

必要がある。

よつて商工省は輸出入品等に關する臨時措置法に基づき去る十一月八日の官報で木造建物建築統制規則を公布し同月十三日からこれを施行した。

建築には許可を要する(規則の内容)

今回の規則の根幹となつてゐるのは第一條と第二條であつて、それによつて

▽一般の建物については三十坪餘

▽農業、林業、畜産業又は漁業を営む者がその業務用と居

住用とに併用する建物については四十八坪餘

を超えて新築、増築、又は改築しようとする場合には地方長官(東京府では警視總監)の許可を必要とすることになつた。併しながら商工大臣が指定をした特別の建物については許可を必要とせず、たゞ届出だけでよいことになつてゐる。

この結果、前述のやうに四十八坪以下の「農業等の業務、居住併用建物」三十坪以下の「その他の一般の建物」

を建築する場合には何等許可も届出も必要としない。又今回の規則では新築、増築及び改築について或る程度の制限を設けたのであつて、單なる模様替へとか、修繕とか、移轉とかには全く適用されないのである。

次に重要な點は第八條であつて、地方長官(東京府では警視總監)が新築、増築又は改築の許可を與へる場合、建物に使用する諸資材を出来るだけ節約させるために、當該建物に使用する物資のうち特に必要なものに對しては、その種類、寸法、數量又は使途を指定し、指定以外の用途に使つたり、指定以上の數量を使つたりしてはならないやうにすることが出来るのである。

許可申請の手續と罰則

建築許可申請の手續は規則の第三條と第四條にあるが、更に細目の點については道府縣毎に地方命令で詳細に規定してゐるから、必要に応じて最寄りの警察署に照會をすれば判る筈である。なほ市街地建築物法令の適用區域ではその法令に基づいて提出する申請書又は届

書に本規則所定の記載事項を記入すれば、別に改めて本規則の許可申請をしなくても當局の方で事を處理してくれるやう、手續の簡易化を圖つてゐる。

本規則に基づいて許可を受けなくてはならないのに許可を受けずに、又は許可の内容に反して建物を建築した場合には、輸出入品等に關する臨時措置法第五條により一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處せられる。

例外として許可される場合

本規則が住宅雜の緩和と緊急必要な方面の建築用諸資材の入手難を緩和するのを趣旨とする以上、制限坪數以上の新築、増築又は改築は特殊の事情がない限り容易に許可されないだらうといふことは一般に想像されるが、絶対に許可されないわけでもないであつて、左のやうな場合には當局が良くその實情を確かめ更に諸資材の供給状態も考へ合せた上で大體許可を與へる方針である。

(イ) 天災、火災等不可抗力的な事情がある場合、腐朽

その他保安上又は衛生上必要ある場合、公共土木工事、土地區劃整理等による場合は従前の床面積を超えない範圍内で許可され得る。

(ロ) 住宅については家族數が特に多數で、當局が已むを得ずと認めた場合、アパート、寄宿舎、下宿屋等多人數を居住させる場合——は三十坪以上でも或る限度までは許可され得る。

(ハ) 産業用建物で特に時局上必要なもの、一般商店であつて營業の性質上特に必要と認められるものは許可され得る。

(ニ) 公衆、學校その他公共的又は公益的建物は許可される筈である。

(ホ) 臨時資金調整法等の法律によりその建築に關し主務大臣の許可又は認可を受けたものは許可される筈である。

たゞ料理店、飲食店、劇場、映画館、演藝場、観物場、遊技場、舞踏場、待合、貸座敷の類は前述の(イ)以外の場合には許可しない建前である。

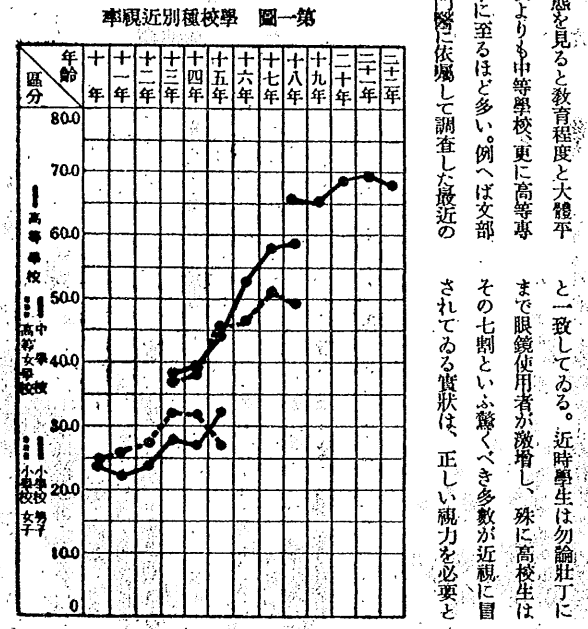
# 近視の豫防について

## 厚生省

### ○近視蔓延の状況

わが國民の衛生といへば、結核、性病の豫防等をはじめ幾多の緊要な問題が山積してゐる。近視豫防は今日まで非常に閑却され、眼鏡をかけて補正すれば、大した支障がないやうに思はれてきた。ところが最近になつて、この問題に對する關心が高まり、極力これを防止せねばならぬといふのが識者の輿論となりかけて來た。蓋し近視は一種の不具であり、不治の疾病であるからである。

現在わが國の近視は、二十年前の約二倍である。しかも今後は増加の傾向にあるのであるから甚だ憂心に堪へない。



する部門の多い近代産業上、また國防上  
眞に憂心に堪へない重大問題である。

### ○近視の種類及び原因

近い物はよく見えるが、遠方がはつきり見えなくなった状態が近視である。これは、角膜(黒目)がいびつになつて起ることもあるが、通常近視といへば、眼球の軸が延びて起るものを指す。これは軸性近視と呼ばれるが、これには進行性近視(強度近視)と停止性近視(學校近視)と二種類ある。

進行性近視は、極めて幼年期に始まり、度の進行が速く、時に失明状態になるやうな悪性のものである。強度の近視にはこの種類が多い。原因としては遺傳關係が重要視されてゐるが数はさう多くはない。

これに反して停止性近視は、二十歳乃至二十三歳位までは進むがその後度は

進まない。これは身體の發育期、學校生活期に起るので學校近視の名がある。さきの第一圖によつて如何に學習が近視發生と密接な關係があるかは明らかである。

停止性近視の原因は、今日なほ多少不明瞭な點もあるが、殆んど遺傳とは認められず、環境改善の努力で防止し得るものである。

この他、學童等が過度の勉強の際などに、一時的に視力減退を訴へるものに假近視、眼精疲労等がある。これ等は近視に似た状態ではあるが、決して眞の近視ではないから休養乃至暗室等によつてたやすく輕快する。

近視の原因については、古くから遺傳説、近業説などがあり、新らしくは體力説が出てきた。

前述のやうに、進行性近視は遺傳によるものであることが明らかであるが、學

校近視は遺傳的要素よりも、外的影響の方が、より大きく作用してゐるのであるから遺傳とはいへない。また家系によつては、如何に眼を酷使しても、誰も一向近視にならぬものもある。これは眼の強い遺傳と考へてよい。

近視は近い處を始終見てゐる結果であることは疑ひのないことである。近業疲労によるものである。これは充血、壓迫、重力等種々説明されてゐるが、たゞ如何な轉機で眼軸が延長するか、といふことが今日なほ明瞭を缺いてゐる。眼そのものの抵抗力は、體力に左右されるのであるが、一般に身體の弱い者、諸種の身體疾患を併有するもの、或ひは疾病恢復期等に近視が起るとも云はれてゐる。

### ○如何にして豫防するか

(イ) 身體を丈夫にすること

注意しなければならぬ。

(ハ) 眼に眞の照明

暗ければ、自然仕事の能率が低下する。例へば讀書等にしても、長時間を要することに成り、その結果、眼を疲労させる。なほ又好く見るために顔を書物に近づけることになつて眼に無理な働きをさせる。そこで室内の明るさについては周到な注意が必要である。例へば窓の面積を大きくすることなども大切なことで部屋の奥まで明るくするには窓の奥行に比して窓を高くし、できれば、窓の高さを部屋の奥行の半分位にするといふ。

また天井や壁は、なるべく明るい白色綠色等の淡色で仕上ることも大切である。作業臺や、勉強机は窓とか、縁に近く揮毫、壁や障子等に面して机を置いたり、机上に本立を置いて光線を遮らないうやうに注意しなければならぬ。また晴天の日でも、兒童生徒が、歸宅後夕

を含んだ食物の充分な攝取を心掛けねばならぬ。

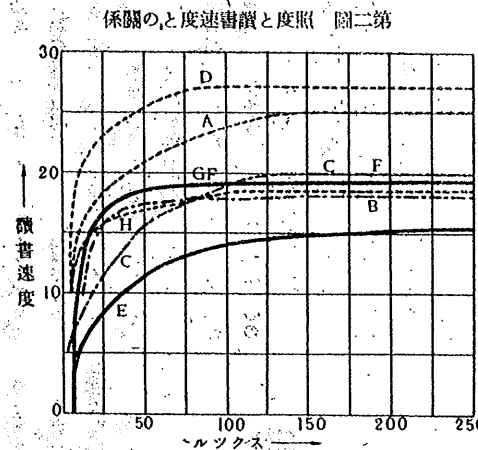
なほ日本人は蛔虫その他の寄生虫に侵されてゐることが多いから、この點を充分注意しなければならぬ。

(ロ) 休養を興へること

讀書、筆記、裁縫、または手器その他の近業は、何れも続けざまに長時間行へば、非常に眼を疲労させ、悪い結果を招く。それ故學校の授業時間間隔はこの點に注意して作製されねばならない。家庭で復習等を行ふ場合にも、時々區切つて、庭へ出るとか、戶外運動を行ふとかして、眼にも休養をとる必要がある。

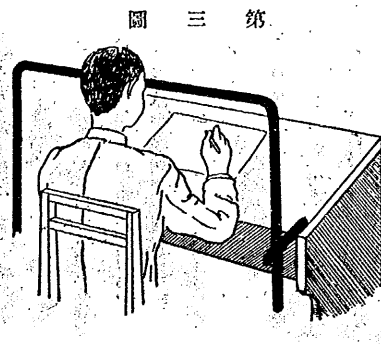
こまかい作業、勉強の間には、眼の疲れぬ仕事乃至遊戯、家事の手傳等をさせるやうにするのである。たゞし教科書に疲れたから、娯樂雜誌に眼を移すといふのでは、氣分の轉換には役立つても、決して眼の休養にはならぬからくれぐれも

方まで勉強してゐるやうな際に、だんだん暗くなつて行くが、本人も、家庭のものも、気づかずにゐることがある。雨天、曇天の日等は、たとへば間でも夕方よりも遙かに暗いことがよくある。かやうな際に近業を続けねばならぬ時は、直ちに電燈をつけて必要な明るさを保つ



上の表は著者(人A, B, C, D)に就て讀書の速度と照度の關係を調査したものであつて、一〇〇ルクス以上では普通の速度であるが一〇〇ルクス以下では讀書速度は非常に悪いとを示してゐる。さらに照明は眼に快い感じを與へる光でなければならぬ。如何に明るくとも、ギラ／＼眩しい明りはよくない。明る過ぎて眼に害があると云はれるのは、この眩耀を云ふのである。この意味で直射日光は、カーテン障子等充分利用して避けねばならない。電燈の眩耀は乳白ガラス、又は紙等を透せば減少させることができ

(二) 姿勢を正しくすること  
從來、机に向つた際に脊柱の不正彎曲を防止することは、比較的注意されてゐる。



るが、勉強時に頭部を左下方に俯向ける悪習慣には、遺憾ながら割合に注意が拂はれてゐない。顔面が机上に着かんばかりにうつむいて文字を書いでゐる者、寝ながら書物に眼を近づけて讀書する者等

が多いのである。かゝる姿勢はいづれも近視の直接原因であるのは明瞭であるから、極力やめなければならぬ。

長時間の近業疲労乃至體力不足の結果は、ともすれば姿勢をくつし易い。また机、椅子の高さが不適當時、照明印刷が不良な場合、若しくは餘り硬い心の鉛筆で小さい文字を書く場合には何れも悪姿勢の習慣を生じ易いのである。勉強は常に机に向つて、正しい姿勢で行はねばならない。寢床の中や、横臥して讀むことは絶対やめる必要がある。眼と書物の距離は三〇厘米を厳守しなければならぬ。

勉強時の姿勢を正しく保つには、前記の諸原因を除くことが極めて必要であるが、それと同時に、學校では訓導教師、家庭では父母その他の指導者の不斷の注意が肝要である。本人は、しらすく姿勢がくづれる

のであるから、これを發見した者はすぐ注意してやらなければならぬ。即ち訓練によつて適正な學習態度を養ふ以外に良法はないのである。



(ホ) 印刷物を選ぶこと

活字が餘り小さいために讀み悪く、また印刷が不鮮明なために見にくければ、自然印刷物に眼を近づける結果となる。現に、國定教科書では、活字に對し慎重な注意が加へられてゐるが、從來教科書以外の讀物については殆んど顧みられない

かつた。兒童讀物についてはすでに營業者と協力して今春來その改善が行はれてゐるが、少くとも近視に罹り易い年齢の者の讀物は、すべて視力保護の見地から再検討が加へられねばならない。

近視罹患年齢者の讀物、殊に各種の雜誌、單行本、新聞乃至學藝叢書、辭書等の選擇の際には、印刷の點に充分の注意を拂はなければならぬ。なほ根本的には漢字制限、略字獎勵、或ひは假名文字、ローマ字等の重要な國字問題が残されてゐる。また印刷の問題は眼の衛生といふ見地から見ると改善を要する點が少くない。例へば常用漢字の制限と併せて、不良活字の淘汰ルビの廢止、活字の構造の改良、規格の統一等その他多々あらう。

そこで、印刷物選擇の目標となる主な事項を簡単に説明すると、第一は活字の大きさである。兒童に對する凡その標準を示すと

### 満七歳程度の 児童の眼に良い活字の大きさ

(十二ポイント以上)

### 満九歳程度の 児童の眼に良い活字の大きさ

(十ポイント以上)

### 満十歳程度の 児童の眼に良い活字の大きさ

(九ポイント以上)

### 児童の眼に悪い活字の大きさ

(八ポイント以下)

右の表に挙げたやうに八ポイント以下の活字は児童少年等には避けねばならない。また小さな文字が不適當なのであるから、近視罹患年齢の讀物には勿論假名ルビは用ひてはならない。

は、これより更に大きな活字の用ひられる事が望ましい。推奨し得る大きさは、國定教科書の活字の大きさである。なほ児童よりも大きい青年成年についても九ポイントが望ましいが標準活字の大きさは尙ほ研究を要する。

第二は組方と紙質である。眞假名を廢止すれば讀みにくからうといふ意見もあるが、それは一つには見慣れぬこと、又組方の如何によつて紙面が暗く感ずるからである。字間及び行間をつめたのはよろしくない。少くとも一字間以上の行間と相當の字間が望ましい。

また同時に紙質もインクが滲んだり裏面の印刷が透るやうなものも避けねばならない。またビカ／＼する眩暈は眼に悪いから、光澤紙も避けねばならない。時局下資源節約を要する時であるが、視力の保護も考慮に入れて用紙の選擇を行ひ度い。また横組行長の問題も研究問題の一つである。

第三は色刷の場合である。色の對比は白と黒とはよいが、他の色の組合せの場合にはよく不明瞭になるから注意を要する。例へば赤い色の繪の上に、他の濃い色の説明文を重ねて印刷すれば見にくくなる。また種々の模様或ひは斑點の上に他の色の文字を重ねて印刷した場合も同様である。幼児の本を選ぶ際は、必ず文字が白地に刷られたものを選び、不明瞭のものは避けねばならない。

なほ印刷物に關して注意せねばならぬことは、児童の書く文字の大きさである。これも一つの習慣であるから、餘り小さな字を書かぬやうにし、ノートの紙質も前述の如く選び、鉛筆は心が硬ければつい心を尖らし、字も小さくなり易いから、これは必ず濃い字の書けるものを使用させる必要がある。

### (一) 近視の進行を防げ

### 児童に對する近視預防無慮

(厚生省)

### 一 視力を護れ

- 1 強いからだは近視を防ぎ、(1)食物は、何んでも良くかんで充分食べる。(2)戸外に出て、大いに日光に親しむ。(3)毎日規則正しく運動すること。
- 2 眼にも休養・續けて讀むな(1)眼にも適當な休養の時間を與へること。(2)勉強や讀書も、永く続けなさい。(3)こまかい作業や、勉強の間には、眼の疲れない遊戯や仕事すること。
- 3 姿勢正しく・机で勉強(1)勉強をするには、机に向つて上半身をすつと起して真直ぐにすること。(2)眼と机との距離は三〇センチ以上とすること。(3)寝ころんだり、寝床や乗物の中で、本を讀まぬこと。
- 4 晝も夜も眼に裏い明り(1)充分明るい處で、勉強すること。

夕方や天候の悪い日などには、暗くなつてゐるのに氣づかぬことがあるから、特に注意せねばならぬ。

- (2)直射日光やキラキラするむき出しの電球は眼が疲れるから、さけること。(3)明りは、左上方から、とるのがよい。
- 5 讀みよい見よい書物を選べ(1)本や雑誌は、大きい文字のものを、選んで讀むこと。(2)見にくい色刷りや、印刷の不鮮明なものは、讀まぬこと。(3)文字は軟い鉛筆で、大きく書くこと。
- 6 時々受けよ視力の検査(1)半年に一度は、視力の検査を受けること。(2)視力が一・〇以下であることを知つたなら、専門の醫師に相談すること。(3)近視の人は、正しいメガネを常に用ひねばならぬ。

# 戦時統制物資講座

4

商工省

石

油

## 近代戦と石油

今回の歐洲動亂で、開戦前には少くとも数ヶ月は頑強に抵抗し続けるだらうと自他ともに豫想してゐたポーランドが、意外にも僅か一週間に十日の間に其の領土の大半をドイツ軍に蹂躪されたのは、全くドイツの優秀な機械部隊の力によるものだといはれてゐる。

又今次支那事變の赫々たる戦果は皇軍將士の勇武によることは勿論であるが、更に其の新鋭なる航空機、戦車、軍用自動車、艦船等の活躍に俟つところ極めて大なることは周知の通りである。

近代戦は實に「機械力の戦ひ」といふことが出来るが、更に一面近代戦の花形であるこれ等の新鋭兵器の原動力が揮發油、重油等の液體燃料によることを考へれば、また「液體燃料の戦ひ」と言つても過言ではない。

かやうに戦時の第一線に於ける液體燃料の役割は極めて大きなものがあるが、又銃後でも生産力擴充と輸送する物資の輸送等の重責に任じ、更に平時にも國力の基礎を爲す産業、交通等の隆盛が液體燃料と不可分の關係を持つてをり、液體燃料は實に平戦兩時を通じ國力の源泉

を形成する貴重な資源といふべきである。

然るに液體燃料、殊に石油資源の世界に於ける分布を見ると、全産額の約六割がアメリカ合衆國內に、約一割がソヴィエト聯邦内に産出し、他の三割ばかりが他の諸國に分散してゐる状態である。更にこれを資本的に見れば其の九割近くが英、米兩國の石油トラストの支配下にある。かやうに僅かに自給自足し得るソヴィエト聯邦を除いて、他の諸列強はいづれも國防上の重要資源たる石油を英米兩國から仰いでゐるのである。先の第一次歐洲大戰の際フランスが「石油の一滴は血の一滴に價す」と悲痛な叫びをあげた程苦境にあつた聯合國側へ、石油資源の豊富なアメリカ合衆國が参戦したことが、大戰の動向を決する大きな端緒となつたことは疑ふべくもないところである。

この大戰の苦い経験によつて、各國は自國の手に石油資源を確保する必要をますます痛感し、各種の方策を講じ苦心を重ねてゐるのであるが、現在のところではもはや獲得すべく残された海外資源は稀であり、或ひはあつてもさう有望なものを期待出来ないで、石炭等から人

工的に石油を製造するとか、又は石油に代るべき燃料を何等かの方法を以て製造することが要望されてゐるのである。石油資源に恵まれない諸國はそれ／＼自國の國情に應じた方法によつて燃料政策を樹立し、幾多の困難を排して着々これを實施し英米依存の石油事情を脱却しようとしてゐるのである。

## 事變前の燃料對策

わが國に就いて見ると、石油の需要量は事變前迄は逐年著るしい増加を示し殆んど止る所を知らぬ有様であつたが、之に對して供給の方は一向探はず僅かに一割にも足らぬ數量を國産の原油から求め得るといふ心細い状態であつた。こんな状態は國防上、産業上の見地から誠に憂慮に堪へぬ所であつて、燃料問題は夙にわが國官民の間に調査、審議され種々施設されたものもあるが、昭和九年に於ける石油業法の制定を機として急速に各方面に進展し、いはゆる「燃料國策」なる言葉によつて朝野に喧傳されるに至つたのである。その「燃料國策」の内容として施策さ

れたものの中主要なものを列挙すれば次の通りである。

(一) 石油業法の制定

石油輸入の調整及び石油精製業の統制ある振興を圖ることを目的として、石油精製業及び石油輸入業を政府の特別の監督下に置き、事業の合理的遂行及び石油市場の統制を企圖し、併せて國內に於ける石油の供給を確保する爲め石油精製業者及び石油輸入業者に對し年間輸入量の半額の石油を常時保有する義務を負はせることとし、昭和九年石油業法を制定した。

(二) 海外石油資源の開發

北樺太石油利権その他の海外石油資源の確保開發に意を注ぎ特別の方策を講じてゐる。

(三) 國內石油資源の開發

國內資源の開發に關しては夙に助成金を交付し大いに獎勵に努めたのであるが、昭和十三年石油資源開發法を制定し、礦利保護の見地から政府が積極的な監督を爲し又試圖助成金を交付する等の措置を講じて極力増産を圖つてゐる。

(四) 人造石油製造事業の振興

わが國の人造石油事業については曩に關係各省間の協議により日滿を通じ昭和十八年に人造石油約二百萬坪の供給確保を目標とする七ヶ年計畫を樹立し、その實現を期する爲め昭和十二年に人造石油製造事業法と帝國燃料興業株式會社法を制定し、人造石油製造事業に對し獎勵金の交付、税の免除、所要資金調達の援助等各種の助成を爲すと共に、他方事業の全般に互つて監督、指導を行ひ以て事業の健全な發達を圖ることとなつた。

(五) 代用燃料の普及

次に石油に代るべき燃料即ち代用燃料の普及を圖ることが肝要と認められるので、昭和十三年から法律によりアルコールを揮發油に強制的に混用せしめる制度を實施し、又薪炭瓦斯發生爐については一臺當り約三百圓の獎勵金を交付して大いに使用普及に努めてゐる。

以上のやうな諸方策により液體燃料の自給自足を目標として綜合的國策の實施に邁進することとなり、漸くその精に就いたばかりで未だその成果を見ないうちに、今次支那事變の勃發を見たのである。若し事變の勃發がもう

五、六年後であれば液體燃料に關する考へ方はよほど現在とは異つたものがあつたらうと考へられる。

事變後の石油統制

そこで次に支那事變と石油の問題に關して述べることとなるのであるが、さきにも述べたやうに石油は重要な軍需品であり、しかもその大部分を外國からの輸入に仰いでゐるのであつてその輸入に要する金額は極めて莫大に上るのである。事變勃發後一方に於ては膨脹せる軍需を充足せねばならぬと共に、他方輸入數量を抑制して海外拂を極力少くすることに努めねばならぬのであるから、この二つの目的を同時に達成する爲めには石油の輸入・生産・配給・消費・輸出等の全般に互つて計畫的な統制を行はねばならぬこととなつたのである。

即ち輸入については物動計畫に基づき軍、民需を調整し資金計畫の範圍内で必要數量の確保に遺憾のないやう、買付、配船に至るまで政府の統制を受けさせることとし統一した方針の下に石油の輸入を實施してゐる。

又石油の輸出はその性質上殆んど支那、滿洲等いはゆる圓アロック向に限られてゐるが、これまた物動計畫の定める所に従ひ、支那、滿洲等の現地機關と連絡の下に必要數量の輸出を確保すると共に、すべて石油の輸出は政府の定めるもの又はその承認を受けたものだけ爲し得ることとし不必要な輸出を抑制することとしたのである。

現下の事態に一滴の油と雖も無駄に出來ぬことはいふまでもないが、この趣旨から原料油の使用については、製品の用途等を考慮し適性原油の選擇に留意することも亦肝要である。また國産原油は最も貴重な國內資源であるに拘らず、従來その使用については比較的無關心の嫌ひがあり、極めて舊式の裝置で不合理な精製を行つてゐるものも少なくない。しかもこれ等の原油の中には高性能の航空機用の油の原料として好適なものも少なくないのであるから、この活用については過去の経緯に因はず精製設備とも照應して有効に利用する方法を考へる必要があるのである。

次に一般消費の方面についてであるが、軍需の充足と國際收支の適合と云ふ見地から民需に充てられる石油の



輸入数量は著るしく減少せられるの已むなきに至つた。石油の供給の大部分を輸入に仰ぐが國の現状では、輸入数量の減少は即ち一般的に需給の不均衡となり、需給の不均衡は即ち止度ない價格の暴騰を招来すべく、又必要不可欠からざる方面への石油の供給を不円滑にし、産業上、交通上重大な支障を來す虞れがないとはいへない。そこでその弊害を未然に防止する爲めに、時局に鑑み緊要と認められぬ用途への石油の流出は極力抑制すると共に、他方必要な方面への供給は出来るだけ円滑にし、限られた數量の範圍内で最も有効に石油を使用するやう特別の方策を採らねばならない。そこで他の諸物資に懸けて切符制度による消費規正が昨年五月から實施されてゐるのである。これは「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律」に基づく商工省令「揮發油及重油販買取締規則」によつてゐるのであつて、揮發油と重油の消費は、時局との關聯性を考慮しその用途により異つた率で規正され、之に應じた購買券の交付を受けるのである。一方販買者はこの購買券と引換へなければ揮發油や重油を

販買することが出来ないから、自然揮發油と重油の消費は購買券の數額に依り限定されるわけである。石油の消費規正は實施以來今日まで規正率を次第に高めて來たのであつて、これが産業、交通に及ぼす影響も決して少なくないのであるが、幸ひ各方面の理解ある協力によつて設備の轉換、經營の合理化等の措置によつて極力その影響の緩和を圖つてゐる。切符制度の弊害としてよく言はれることは、切符は握つたけれども現物が貰へないといふことである。又揮發油、重油以外の石油即ち燈油、輕油、機械油等については購買券制度を採つてゐないので、これまた必要な方面への現物の供給が不円滑であるといふやうな場合が起らぬとも限らないのである。こんな現象は部分的に物が偏在して流通しない場合に起りがちなものであるから、これを防止する爲めには現實に物の流れる機構を適切且つ簡易に改める必要がある。その爲めには先づ第一に全部の石油についてその供給源を一手に把握してこれを消費方面の状況と睨み合せて計画的に供給をする必要がある。

これは到底従來のやうな各社まち／＼の配給機構によつては望み得ないことであるから、今回その機構を改革して中央に一の共販機關を組織し綜合的計畫に基づく一元配給に當ることとなつた。そして此の貯水池から石油を流す第二次以下の配給機構についてはそれ／＼現實の事態に即して合理的な仕組を整備することになつてゐる。なほ以上のやうな配給統制に法的基礎を與へる爲め本年九月「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律」に基づく商工省令「石油配給統制規則」が制定公布されてゐる。以上述べたこれ等の統制は現在のところ當分の間は容易に緩和される見込みが立たないだけでなく、寧ろ更に強化されることも覺悟せねばならない。従つてその對策としても輸入、生産、配給、消費の全般に亘り更に積極的に根本にまで立ち入つた合理化を圖る必要があると思はれるのであつて、例へば生産設備の合理的操業を圖るとか、又輸入、配給の方面に於ても更に合理化を圖る餘地が少くないと思はれる。そしてその合理化は決して個々の企業の採算を維持すると云ふやうなものではなくて、

國家須要の産業としての石油事業全體の基礎を鞏固にする爲めのものでなければならぬことは申すまでもない。以上支那事變勃發後の應急的措置として輸入から配給、消費に互つての統制の概略を述べたのであるが、最後に液體燃料の生産統制について述べることにしよう。事變下に於ける生産の統制は、生産を時局目的に向つて規正しこれを計画的に遂行することである。従つて時局産業についていへばいはゆる生産力擴充であつて、液體燃料についてはいへば自給自足を目標として打立てられた燃料國策の遂行そのものに外ならない。即ち石油資源の開発、人造石油事業の振興、石油精製等の合理化等、まさに燃料國策の内容として述べた事項は他の諸國策と調整を圖りつその完遂に向つて萬難を排して邁進せねばならない。燃料國策はその計畫の進行途上に於て事變に遭遇し、爲めにいろ／＼な困難に逢着したが、他面その重要性に對する認識をいよ／＼高めたことと思はれる。官民協力一致所期の目的の達成に一層努力する必要があることを痛感する。



















文部省推薦図書だより 一 児童向

◇よい子強い子(横山美智子著) 本書は著者が長い間に書いてきた多くの童話、物語の中から自選した作品のうち、長短とりまぜて四十四篇から成つてゐる。内容は始めの十四篇は生活童話、中の十六篇は動物物から取材した短編、終の十二篇はや、長い物語、他に児童劇二篇が加つてゐる。著者が女として、母としての立場から、子供達に、どうか美しい氣持であつて欲しいと希ひ、やさしくすなはに成長することを祈つてやまぬ熱情から書かれたもので、四年生以上の児童讀物である。(特別刊三三頁、定価一圓八〇銭、發行三三頁、發行東京市東區西八ノ九文昭社、振替東京三三五五)

◇山の旗(北川千代著) 本書は著者の童話選集で、小学校四年生を中心とした児童向の童話、作品の多くは親子兄弟の愛情、子供の友情といった人間愛を主題にした生活的な明るい童話である。表現も平明で中學生児童に適合するやうに考慮が拂はれてゐる點もよい。特に「壁の首飾」「野菊の下で」「おるすはん」「壁屋のお弟子」等中學生の女児向きの作品を収めてゐる點なども、女児向きの童話集の發刊現狀にあつて、異色ある童話集である。(四六頁二四三頁、定価九〇銭)

資料一四號、發行東京市日本橋區三ノ五五五發售社、振替東京九二九九一〇

官廳編纂圖書だより

◇陸軍軍需品工場事業場原價計算要綱(陸軍省編纂) 本要綱は軍需品工場事業場検査同施行規則第一條に依り軍需品工場事業場検査令第三條に定むる工場事業場その他の場所に於て施行すべき軍需品に關する原價計算につき定めたもので、「總則」「原價の構成」「原價計算の方法」「工業會計の勘定及帳簿組織」等の各章よりなつてゐる。この方面の關係者にはぜひ必要なものである。(特別六七頁、定価一圓五〇銭、發行内閣印刷局)

◇華僑の研究(企業院編) 東亞新秩序建設の重大期にあたり、南洋華僑對策の重要なことは論を俟たない。本書はこの問題につき、企業院に於て華僑に關するあらゆる角度より、あらゆる方面に亘つて研究資料を蒐集編纂したもので、現下東亞に散在しその商業貿易を獨占する數百萬の華僑の諸構成と其の諸勢力を正しく認識すると共に、將來本問題に關する研究並びに對策樹立の上を參考とせらるべき唯一の權威ある文獻である。(特別四七頁、定価二圓八〇銭、資料一四號、發行東京市日本橋區三ノ五五五發售社、振替東京九二九九一〇)

昭和十四年十二月六日印刷發行  
 印刷部 東京市日本橋區本町四丁目  
 内閣印刷局 東京市日本橋區本町四丁目  
 印刷部 東京市日本橋區本町四丁目

御注意	所込申	價定
一部 五錢(送料別) (外埠郵便に依る場合は、送料別)	内閣印刷局發行課 電話九ノ内三五一九 振替東京一九〇〇〇番 全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市日本橋區本町二ノ三 振替東京九三九〇番 各書店・驛書店	預約送附希望の方は、郵票(外埠郵便に依る場合は送料別)の額を以て前金を送付下さい。 特大額の場合は其の都度御持込より差額を申し付けます。

!! たけ開は道

す現實はか時何はれこ! 化衆大の計會  
 たし化面表てつよに書本に達てしくメ

●學問の國民的普及運動の書!

法學博士 松本 蒸 治  
 會計が事業經營上緊要不可欠なることは言を俟たないところであるが、之に關する簡易なる説明書に乏しいことは頗る遺憾である。野口亮君の新著會計通論は僅に本文百頁程を以て簡短にして而も明瞭なる説明を試みられたものであつて、初學と考へる。

著者の手解きとして適當なる書物と見受ける。又其の附録百數十頁中には臨時産業合理局發表の財務諸表準則を初とし、有用なる資料を網羅して居つて、是れ亦極めて便利である。

要するに本書は會計の初學者に推薦すべき良著と考へる。

著者 野口 亮  
**會計通論**  
 定價 一圓八十錢  
 送料 (内地十錢、海外三十錢)

- 推薦の言葉又は所感を寄せられた諸氏(イロハ順)
- 石原 純氏 高瀬莊太郎氏 三邊 金藏氏
  - 波多野貞夫氏 村岡花子氏 志田御太郎氏
  - 長谷川安兵衛氏 野口米次郎氏 守田藤之助氏
  - 西原省 晋氏 松本 蒸 治氏
  - 太田 正孝氏 佐藤 寛次氏

目丁二通區橋本市京東 善丸所賣發  
 番五京東座口替振

●會計は難解だと云ふ言葉は本書で解消した!



一心一意  
百億貯蓄は保険か

社団法人生命保衛協同會  
後援大省工商會

官廳編纂圖書抄

陸軍省編纂	帝國及列國の陸軍 昭和十四年版	定價 三〇	送料 共
陸軍省情報部編纂	陸軍軍需品工場事業場原價計算要綱	定價 一五	送料 〇三
陸軍省情報部編纂	國家總力戰の戰士に告ぐ	定價 一〇	送料 〇三
海軍省及海軍編纂	東亞新秩序の建設と帝國海軍	定價 一〇	送料 〇三
內閣恩給局編纂	恩給法關係法令集	定價 三五	送料 〇六
文部省編纂	國體の本義	定價 三五	送料 共
教學局編纂	國體の本義解説叢書	各冊 二〇	送料 共
物價局編纂	物價統制の大綱	定價 〇八	送料 〇三
臨時物資調整局編纂	物價統制實施要綱	定價 一二	送料 〇三
臨時物資調整局編纂	重要物資の配給統制	定價 二五	送料 〇六
臨時物資調整局編纂	輸出入品等に関する臨時措置に関する法律及關係法規集(追録第十一回加除済)	定價 一三〇	送料 〇九

▽明治以後留勅語解 ▽日本の儒教 ▽我が國體と神道 ▽我が風土國民性と文學 ▽我が國體に於ける和 ▽隆國の精神 ▽帝國憲法と臣民の翼賛 ▽日本の美術

發行所 東京市麹町區大手町 內閣印刷局 (東京一〇〇〇九)

販賣所 全國各地官報局 直販所 各地主要書店

露光量違いにより重複撮影

心一億一  
らか險保は蓄貯億百



會協社會險保命生人法團社  
省工商・省藏大援後

(録抄) 書圖纂編廳官

陸軍省編纂	帝國及列國の陸軍	昭和十四年版	定價 三〇	送料 共
陸軍省情報部編纂	陸軍軍需品工場事業場原價計算要綱		定價 一五	送料 〇三
陸軍省情報部編纂	國家總力戰の戰士に告ぐ		定價 一〇	送料 〇三
陸軍省情報部編纂	東亞新秩序の建設と帝國海軍		定價 一〇	送料 〇三
內閣恩給局編纂	恩給法關係法令集		定價 三五	送料 〇六
文部省編纂	國體の本義		定價 三五	送料 共
教學局編纂	國體の本義解説叢書	各冊	定價 二〇	送料 共
	▽明治以後詔勅譯解	▽日本の儒教	▽我が國體と神道	▽我が風土
	國民性と文學	▽我が國體に於ける和	▽帝國の精神	▽帝國憲法と
	臣民の榮譽	▽日本の美術		
物價局編纂	物價統制の大綱		定價 〇八	送料 〇三
	物價統制實施要綱		定價 一二	送料 〇三
臨時物資調整局編纂	重要物資の配給統制		定價 二五	送料 〇六
	輸出入品等に関する臨時措置に関する法律及關係法規集(通録第十一回加除濟)		定價 一二〇	送料 〇九

東京市麹町區大手町  
內閣印刷局  
(東京東一〇〇〇)

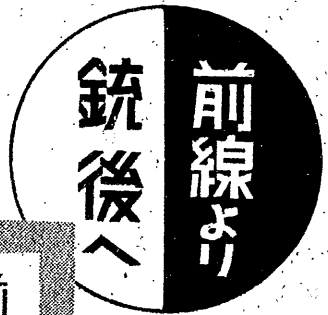
發行所  
全國各地官報局  
直轄主要書店  
所賣店

露光量違いにより重複撮影

# 週報

二十二月三十日號

現地寄稿特輯



前線のことば  
銃後へ寄せる  
戦場を描く  
現地とここ  
陣中文藝

週報 昭和十四年十一月一日 六〇〇  
第一六五號 昭和十四年十一月一日 六〇〇  
内閣印刷局印刷發行 (每週一回水曜日發行)  
五錢

## 支那事變國債 郵便局賣出



二十二月十一日  
同月二十二日

大藏省

(判LA51格規定國はさ大の書本)